

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年2月22日

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第5号

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)一(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)一(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(イ) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳到達日(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p> <p>ウ (略)</p>

養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当して育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合に該当する場合に相当する場合の末日とされ当該子の1歳到達日後である場合)あつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア・イ (略)

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第4条 (略)

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第6条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条の規定による承認に係る子が次に

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当して育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合に該当する場合に相当する場合の末日とされ当該子の1歳到達日後である場合)あつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日

ア・イ (略)

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第4条 (略)

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第6条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

<p>掲げる場合に該当することとなったこと。</p> <p><u>ア 前号ア又はイに掲げる場合</u></p> <p><u>イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</u></p> <p>(3)一(6) (略)</p> <p><u>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、<u>又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第4条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>(2) <u>育児短時間勤務をしている職員が、第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号の規定による承認に係る子が第4条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>(3)一(7) (略)</p> <p>（委任）</p> <p>第15条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(2)一(5) (略)</p> <p><u>(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、<u>若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p> <p>(2)一(6) (略)</p> <p>（委任）</p> <p>第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
--	---

第2条 大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年</p>	<p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年</p>

法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置)

2 平成29年4月1日前に四條畷市、太子町又は千早赤阪村の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったものについて、四條畷市職員の育児休業等に関する条例(平成4年四條畷市条例第4号)、太子町職員の育児休業等に関する条例(平成4年太子町条例第1号)及び職員の育児休業等に関する条例(平成4年千早赤阪村条例第1号)の規定によりなされた育児休業又は育児短時間勤務の承認は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。この場合において、この条例の規定によりなされたものとみなされる育児休業又は育児短時間勤務の承認に係る期間には、従前の承認に係る期間を通算するものとする。

法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者)として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。